

社会福祉法人瀬戸内会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人瀬戸内会（以下「当法人」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員に対して支払う報酬について定めたものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員とする。

(役員報酬)

第3条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第4条 役員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、当法人の職員と役員を兼ねている者には支給しない。

(1) 理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席した場合の費用弁償 2千円

(改廃)

第4条 この規程は評議員会の決議を経て改廃することができる。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。